

## 2025年日本国際博覧会に関する駐車場対策協議会 規約（案）

## （名称）

第1条 本会は、「2025年日本国際博覧会に関する駐車場対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 協議会は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）における会場外駐車場や主要駅周辺等の駐車場を計画的にマネジメントし、交通の円滑化や安全性の確保を図るよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

## （検討調整事項）

第3条 協議会は、次の事項について検討、調整等を行う。

- 一 大阪・関西万博に向けた駐車場対策に関すること
- 二 駐車場利用者への広報や情報提供に関すること
- 三 その他必要な事項

## （構成）

第4条 協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

2 委員の追加、変更は、協議会の承認を得るものとする。

## （委員の任期）

第5条 委員の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

## （ワーキンググループの設置）

第6条 協議会の事務を円滑に遂行するため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループ委員は、事務局で定めるものとする。

## （守秘義務）

第7条 委員は、審議で知り得た内容、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

## （会議の公開）

第8条 協議会は、原則公開とする。

2 ワーキンググループによる会議及び配布資料、議事については、非公開とすることができるものとする。

3 これにより難しい場合は、協議会に諮った上で決定する。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部、大阪府・大阪市万博推進局整備調整部、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会運営事務局交通部に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で決定する。

附則

この規約は、令和4年12月23日から施行する。

この規約は、令和5年6月21日から施行する。

この規約は、令和5年12月12日から施行する。

この規約は、令和7年2月13日から施行する。

2025年日本国際博覧会に関する駐車場対策協議会  
委員名簿

| 委員    | 所属・役職等   | 備考 |
|-------|--|----|
| 田中 倫英 | 国土交通省近畿地方整備局<br>道路部長                             |    |
| 藤川 佳宏 | 大阪府・大阪市万博推進局<br>整備調整部長                           |    |
| 福知 正高 | 堺市建築都市局<br>都心未来創造部長                              |    |
| 柿本 貴紀 | 堺市建設局<br>土木部長                                    |    |
| 仁尾 克己 | 尼崎市都市整備局<br>土木部長                                 |    |
| 林 秀行  | タイムズ24株式会社<br>取締役 常務執行役員                         |    |
| 岡野 隆司 | 三井不動産リアルティ株式会社<br>取締役 常務執行役員<br>シェアリング事業本部長      |    |
| 城阪 勝喜 | 一般社団法人 大阪駐車協会<br>会長                              |    |
| 藤岡 義己 | 兵庫県駐車場協会連合会<br>副会長                               |    |
| 堀越 良一 | 一般社団法人日本パーキングビジネス協会<br>関西支部長代理<br>2025 大阪・関西万博担当 |    |
| 淡中 泰雄 | 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会<br>交通局 交通部長                 |    |

<アドバイザー>

|       |                     |  |
|-------|---------------------|--|
| 小山 健一 | 国土交通省道路局企画課<br>評価室長 |  |
|-------|---------------------|--|

(敬称略)